

和泉市公有財産等売却システムによる一般競争入札実施要綱を次のとおり定める。

令和３年７月１４日

和泉市長 辻 宏康

和泉市公有財産等売却システムによる一般競争入札実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）及び和泉市財務規則（昭和３９年和泉市規則第１２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、インターネットを利用した公有財産又は物品の売払いに係るシステム（以下「公有財産等売却システム」という。）により行う一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象物件）

第２条 公有財産等売却システムによる一般競争入札による売払いの対象は、規則第１４２条第１項の規定により不用の決定をした物品とする。

（入札の公告）

第３条 公有財産等売却システムによる一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）は、本市ホームページを利用して行う。

（予定価格）

第４条 公有財産等売却システムによる一般競争入札に付す契約に係る予定価格（最低売却価格）については、入札の執行前に公表するものとする。

（入札の方法等）

第５条 公有財産等売却システムによる一般競争入札の手続のうち、入札の仮申込み及び入札並びに開札に関する事務については、公有財産等売却システムのサービスを提供する法人（以下「システム提供法人」という。）の運営する公有財産等売却システムで和泉市が指定したものを使用して行うものとする。

２ 公有財産等売却システムによる一般競争入札における入札については、公有財産等売却システム上で入札価格を登録することにより行うものとする。

（入札参加申請）

第６条 公有財産等売却システムによる一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、入札公告において指定する期日までに、公有財産等売却一般競争入札参加申込書及び入札公告に定めた必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 入札参加申請に要する経費は、入札参加申請者が負担するものとする。

(入札保証金の納付)

第7条 公有財産等売却システムによる一般競争入札に係る入札保証金の納付については、原則として、クレジットカードによる納付（システム提供法人が入札参加申請者の代理人として行うものをいう。）、銀行振込による納付、現金又は小切手（金融機関が振り出す自己あて小切手で持参人払いとしたものをいう。）の直接持参による納付のいずれかの方法により行うものとする。この場合において振込手数料その他必要な経費については、入札参加申請者の負担とするものとする。

2 前項に規定する納付の方法、期日等については、物件ごとに定める入札公告に定めるものとする。

(入札参加資格の審査)

第8条 第6条の規定により、入札参加申請者から入札参加の申込みを受けたときは、入札参加資格の有無等について審査を行い、適正と認めた場合は、当該入札参加申請者に対して、電子メールその他の方法により、入札保証金の納付について通知するものとする。

2 前条第1項に規定する入札保証金の納付を確認した場合は、当該入札参加申請者に対して、入札参加資格を付与するものとする。

(入札の中止)

第9条 公有財産等売却システムの不具合、天災、その他やむを得ない事情により入札の執行が困難と認めた場合は、公有財産等売却システムによる一般競争入札を中止するものとする。

2 前項の場合において、前条第2項の規定により入札参加資格を付与された入札参加申請者が納付した入札保証金は還付するものとする。

(落札者の通知)

第10条 公有財産等売却システムによる一般競争入札における規則第94条に規定する落札者の通知は、電子メールその他の方法により通知するものとする。

(契約保証金の納付)

第11条 公有財産等売却システムによる一般競争入札に係る契約保証金は、市長が指定する方法で納めなければならない。なお、落札者から納付された契約保証金は、物件の売却代金へ充当するものとする。

(売却代金の納付)

第12条 売却代金は、市長が指定する納付期限までに、市長が指定する方法で納付しなければならない。

(危険負担)

第13条 売却物件の危険負担については、契約締結と同時に落札者に移転するものとし、契約締結後に発生した売却物件の破損、焼失など市の責めに帰することのできない損害の負担は落札者が負うものとする。

(引渡し及び権利移転の手続)

第14条 売却物件の権利移転については、売却代金が完納したときに落札者に移転するものとする。

(個人情報等の取扱い)

第15条 市が公有財産等売却システムによる一般競争入札の実施過程で取得する個人情報又は企業情報(以下「個人情報等」という。)については、これを収集し、使用し、又は開示する場合があることについて、あらかじめ入札参加申請者の同意を得るものとする。

2 和泉市インターネット公有財産売却ガイドラインその他に掲載した前項の同意事項は、入札参加の申請をもって同意があったものとみなす。

3 第1項における個人情報等については、和泉市情報公開条例(平成10年和泉市条例第32号)、和泉市個人情報保護条例(平成11年和泉市条例第3号)、和泉市文書取扱規程(平成13年和泉市規則第5号)に基づき適正に保管するとともに、当該入札及び契約に係る手続以外には使用しないものとする。

(免責)

第16条 公有財産等売却システムによる一般競争入札の実施及び中止に伴い、入札者に損害が発生したときは、市は損害の種類、程度にかかわらず、一切の責めを負わないものとする。

(公有財産等売却システムによるせり売り)

第17条 第2条から前条までの規定は、施行令第167条の3の規定によりせり売りを行おうとする場合に準用する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。